

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から一部施行され、この法律により、地方公共団体は、毎年度健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することを義務付けられました。

由良町の平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおりで、いずれも法律に定める「早期健全化基準」を下回っています。

健全化判断比率

(単位：%)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
実質公債費比率	12.3	25.0	35.0
将来負担比率	134.6	350.0	

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」表示
- 2 連結実質赤字比率の財政再生基準（40%）は3年間の経過的な基準（本来は30%）

資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	—	20.0
漁業集落環境整備事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0

- 1 資金不足額がない場合は、「—」表示

1 地方公共団体財政健全化法の概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定することとし、その計画の実施の促進を図るための行財政の改革を行うことにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものです。

*健全化判断比率の公表等

毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。

*財政の早期健全化

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化未満とすることを目標として財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・県知事への報告をしなければならないこととされています。

*財政の再生

再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化未満とすることを等目標として財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければならないこととされています。

*公営企業の経営の健全化

公営企業（水道や下水道）を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされ、これが経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならないこととされています。

*施行等

健全化判断比率の公表は、平成19年度決算から適用し、その他の義務付け等の規定については、平成20年度決算に基づく措置から適用されます。

2 健全化判断比率等における各指標について

実質赤字比率

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方自治体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則となっており、歳入が歳出に不足してしまい赤字が生じることは望ましくありま

せん。この赤字を解消できないと翌年度に繰り越されることとなりますが、翌年度においてその分の歳入確保又は歳出削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累積していくこととなります。その赤字の程度を示すため、赤字額を地方税や地方交付税等の財源の規模（標準財政規模）と比較して指標化したものです。

地方公共団体の財政運営においては、本来、赤字が生じないようにすべきであり、赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期解決が必要です。

また、この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じるとともに、解消の期間も長期間にわたる可能性が高くなるなど深刻な事態になっているということになります。

連結実質赤字比率

由良町には一般会計のほかに国民健康保険特別会計等6つの特別会計があり、そのすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計のほか、公営企業会計など料金収入等を主な財源として事業を実施する会計（公営企業会計）があります。会計が分かれているといっても、地方公共団体としての法人はひとつですから、全体の状況を把握することは重要です。一般会計は黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況がいいとはいえません。この指標が一定以上の地方公共団体は、赤字が多額となっている会計が存在し、その会計の問題がその団体全体の見地からみても大きな問題となっていることを示しています。

この連結の赤字は本来生じるべきではないものであり、赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期の解消が必要です。この比率が高くなるほど、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じなければならなくなります。また、その解消期間も長期間にわたる可能性が高くなります。

実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

地方公共団体の長期（年度を超えるもの）の借金を地方債といい、この元金及び利子の支払いを公債費といいます。

一般会計の公債費は、当然、一般会計の義務的な負担になりますが、公営企業等他の会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費もあります。また、債務負担行為といって議会の議決を得て将来の支払いを約束した経費のなか

で公債費に準ずるものも計算の対象となります。こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出の上、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模と比較して指標化したものです。

公債費や公債費に準じる経費は、削減したり先送りしたりすることができないものであり、また、こうした経費が増大すると短期間で削減することが困難であることから、一定額以上にならないようにすることが重要です。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まるものです。

将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来負担を圧迫する可能性が高いかどうか示すのが「将来負担比率」です。

一般会計が将来支払っていく負債には、長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、また、第三セクターの負債のうち、その損失を補償する契約をしているものについても、三セクの経営状況によっては、将来負担しなくてはならないこともありえます。こうしたものも含めて、現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したものです。なお、この将来負担額の計算にあたっては、将来負担額に充てることのできる基金の額などは控除することとなっています。

この比率が高い場合は、将来こうした負担額を実際に払っていかねばなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高いといえます。

資金不足比率

一般会計の赤字にあたる公営企業会計の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

この比率が高くなるほど、企業の事業規模に比べて累積された資金不足が発生しており、その解消が困難となってくるなど、公営企業として経営状況に問題があることとなります。

本町においては、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、漁業集落環境整備事業特別会計がこの比率の対象となりますが、いずれの会計も資金不足がないため、資金不足比率はありません。